

第Ⅰ期重層的支援体制整備事業実施計画

Ⅰ 計画策定の背景

（1）計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行、世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などにより、地域や社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

8050問題^{※1}、ダブルケア^{※2}、ヤングケアラー^{※3}、ひきこもり、孤独・孤立など、一つの世帯に複数の課題が存在し、また複数の分野にまたがる複合的な課題を抱える世帯が増加しています。従来の高齢者・障がい者・こども・生活困窮者といった対象者別の縦割りの制度では、こうした複合的な課題に十分に対応できない状況が生じています。

このような状況を踏まえ、重層的支援体制整備事業では、市町村において、相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

本町においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、だれもが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制を整備するため、本計画を策定します。

^{※1}80代の親が50代のひきこもり状態にある子を長期間支えている世帯構造のこと。親の高齢化や病気等をきっかけに、世帯全体が経済的困窮や社会的孤立に陥るリスクが高まる社会問題。

^{※2}子育てと親の介護が同時期に重なる状態。働き盛り世代が身体的・精神的・経済的に大きな負担を抱え、孤立した状況になりやすい。

^{※3}本来大人が担うべき家族の介護や世話、家事などを日常的に行っている18歳未満の子ども。学業や成長への影響が懸念される。

（2）基本方針

年齢や性別、障がいの有無、国籍、経済状況などに関わらず、すべての町民がそれぞれの個性や能力を活かし、社会の一員として役割を持ち、生きがいを感じながら活躍できる地域社会を築いていきます。こどもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、だれもが地域の中で「必要とされている」「役に立っている」と実感できる環境を整備します。

重層的支援体制整備事業の実施を通じて、だれもが住み慣れた地域で自分らしく生き、支え合いながら暮らし続けることができる「だれもが生涯活躍するまち」の実現を目指します。

■重層的支援体制整備事業で目指すこと

①「断らない」包括的な相談支援体制の構築

どのような相談でも、まず受け止め、適切な支援につなぐ体制を整備します。「たらい回し」にせず、相談者に寄り添い続ける支援を実現します。

②分野を超えた連携による包括的支援の実現

高齢、障がい、こども、生活困窮といった分野の垣根を越え、複合的な課題を抱える世帯に対して、関係機関が一体となって支援を行う体制を構築します。

③すべての町民が社会参加できる環境づくり

支援が必要な方も、地域の中で役割を持ち、活躍できる場を創出します。「支えられる側」から「支える側」へ、さらには「支え・支えられる」相互関係を育みます。

④地域全体で支え合う仕組みの強化

地域住民、関係機関、行政が協働し、困っている人を早期に発見し、適切な支援につなげることができる地域のセーフティネット[※]を強化します。

※生活困窮や社会的孤立などに陥った人を支える社会的な安全網。地域全体で支え合い、だれも取り残さない仕組みを指す。

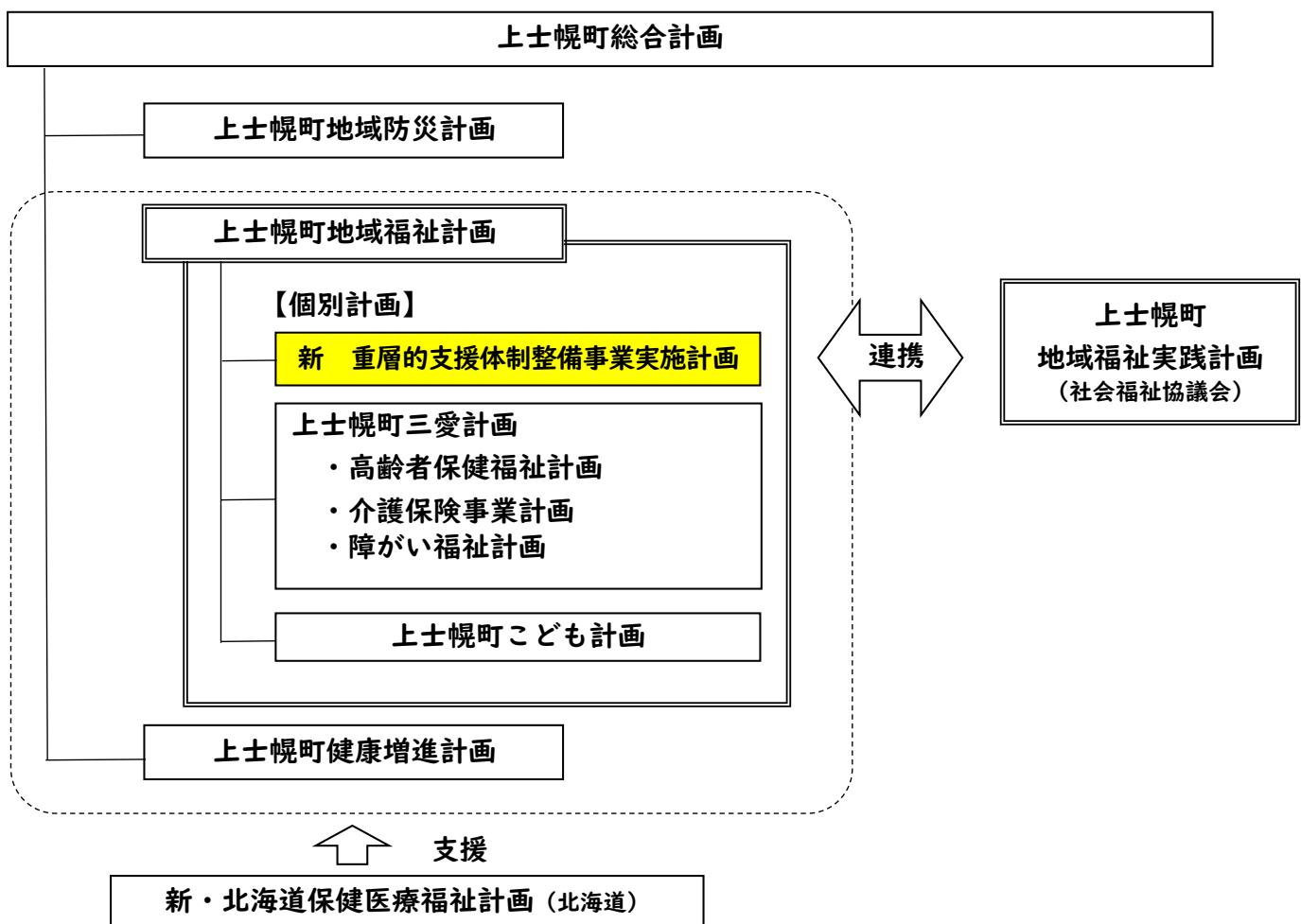
⑤だれもが活躍できる「生涯活躍のまち」の実現

こどもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、生活に困窮している方も、すべての町民が生涯を通じて活躍し続けることができる環境を整備します。一人ひとりが持つ力を発揮し、地域に貢献できる機会を創出することで、自己肯定感を高めたり、生きがいを育み、心身ともに健康で充実した人生を送ることができる地域社会を目指します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。本計画は、上位計画である「上士幌町総合計画」に基づきながら、「上士幌町地域福祉計画」と一体的に作成し、こども、高齢者、障がい計画など福祉に関連する計画との整合性を図ります。



(2) 計画の期間

地域福祉計画と同様、令和8年度から12年度の5年間とします。

なお、社会情勢の変化や地域福祉に関する国の動向、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 重層的支援体制整備事業の全体像、実施の流れについて

本事業は、国が理念として掲げる「地域共生社会の実現」を、本町が目指すまちの姿である「だれもが生涯活躍するまち」という方針を通じて具体化していくためのものです。

「だれもが生涯活躍するまち」とは、年齢や障がいの有無、世帯の状況に関わらず、すべての町民が「支援される側」「支援する側」という関係に固定されることなく、一人ひとりが持つ力や経験を活かして役割を持ち、地域社会の一員として参加できる状態を指します。そして、暮らしの中で困りごとが生じた際には、孤立することなく「お互いさま」と自然に支え合える関係性が地域に根付いていることを目指します。

このまちの姿を実現するため、本事業は、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの支援を一体的に実施します。さらに、これらを効果的に機能させるため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」と「多機関協働」が全体を支える構造となっています。

■町の本事業における概念図



■包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業のつながり

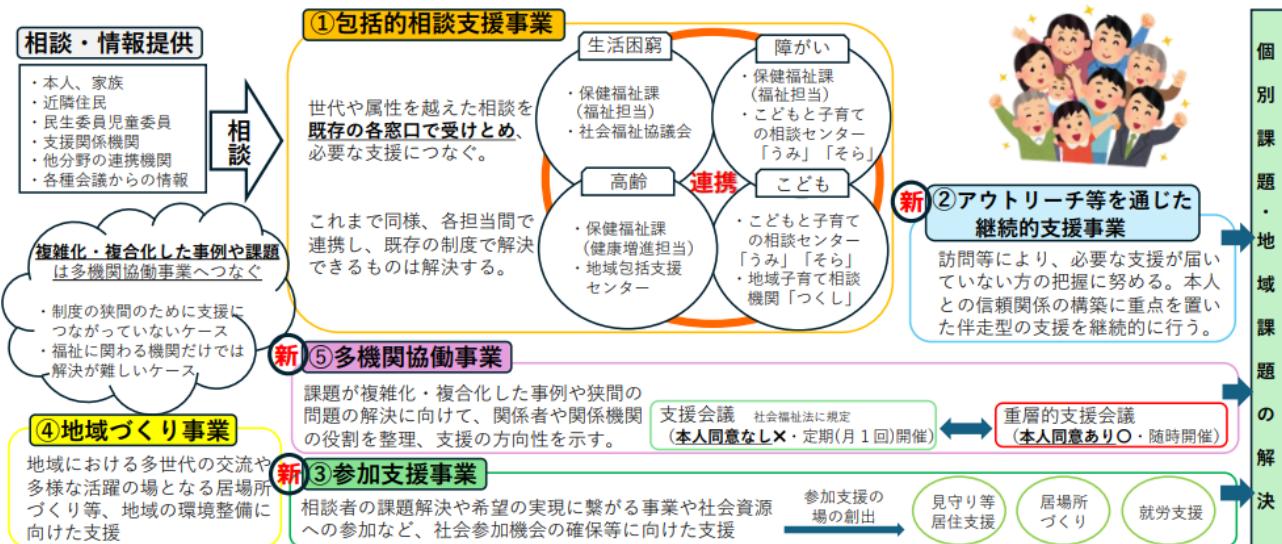


■町における本事業の概要

「地域共生社会」の実現

「だれもが生涯活躍するまち」

上土幌町 重層的支援体制整備事業



(1) 包括的相談支援事業

高齢、障がい、こども、生活困窮など、世代や属性を超えた相談について、既存の各窓口で受け止め、連携して必要な支援につなぎます。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

訪問等により、必要な支援が届いていない方の把握に努め、本人との信頼関係の構築に重点を置いた伴走型の支援を継続的に行います。

(3) 参加支援事業

見守り等の居住支援や居場所づくり、就労支援など、相談者の課題解決や希望の実現につながる事業、社会資源への参加など、社会参加機会の確保に向けた支援を行います。

(4) 地域づくり事業

地域における多世代の交流や多様な活躍の場となる居場所づくり等、地域の環境整備に向けた支援を行います。

(5) 多機関協働事業

8050 問題やヤングケアラーといった課題が複雑化・複合化した事例や制度の狭間の問題の解決に向けて、関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示します。

4 重層的支援体制整備事業における各事業の概要

重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的として、「包括的相談支援事業（属性を問わない相談支援）」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、下表の通り社会福祉法第106条の4第2項に規定しています。3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出るものと考えられます。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項 第1号)	<ul style="list-style-type: none">属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める支援機関のネットワークで対応する複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項 第2号)	<ul style="list-style-type: none">社会とのつながりを作るための支援を行う利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項 第3号)	<ul style="list-style-type: none">世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項 第4号)	<ul style="list-style-type: none">支援が届いていない人に支援を届ける会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項 第5号)	<ul style="list-style-type: none">市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす支援関係機関の役割分担を図る

5 重層的支援体制整備事業の3つの支援

本町は、「だれもが生涯活躍するまち」の理念のもと、「包括的相談支援事業（属性を問わない相談支援）」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」の3つの支援を一体的に実施しながら、重層的支援体制整備事業を推進します。

町民一人ひとりが、年齢や状況に関わらず、地域で役割を持って活躍でき、困ったときには「お互いさま」と支え合える地域共生社会の実現を目指します。

（1）包括的相談支援事業（属性を問わない相談支援）

①基本的な考え方

高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮など、属性や世代を問わず、本人や世帯が抱える複合的な課題を受け止め、適切な支援につなぐ「断らない」相談支援体制を構築します。

従来は各分野の相談支援機関がそれぞれの専門性を活かして相談に対応していましたが、複合的な課題を抱える世帯に対しては、各分野の相談支援機関が協働してチームで対応する体制へと発展させます。

＜目指す姿＞

- ・ 町民が「どこに相談すればよいかわからない」という状態をなくす
- ・ 相談支援機関が「この相談は対象外です」と断らない
- ・ 一つの窓口で受けた相談が、適切な支援機関・支援者に確実につながる
- ・ 住民の身近な場所での気づきが支援につながる

②上士幌町における具体的な取り組み

本町では、以下の相談支援機関が連携して包括的相談支援を実施します。

分野	主な相談内容等
高齢・介護	<p>○地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none">・場所 上士幌町字上士幌東3線236番地・電話番号 01564-2-5555・相談できる内容 介護保険サービスの利用方法、認知症や健康の心配ごと、虐待や権利擁護、介護予防、在宅生活の困りごと、施設入所の相談など、高齢者とその家族の生活全般に関するあらゆる相談に対応します。

分野	主な相談内容等
障がい	<p>○障がい者相談支援事業所（役場保健福祉課内 障がい福祉担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所 上士幌町字上士幌東3線238番地（役場1階3番窓口） ・電話番号 01564-2-4296 ・相談できる内容 <p>身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方に対し、障害福祉サービスの利用方法、日常生活の困りごと、就労や就学の相談、経済的な問題、住まいの相談、権利擁護、虐待防止など、障がい者とその家族の生活全般に関する相談に対応します。</p>
こども	<p>○こどもと子育ての相談センターうみそら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所 〈うみ〉上士幌町字上士幌東3線236番地（ふれあいプラザ内） 〈そら〉上士幌町字上士幌東3線237番地（生涯学習センター内） ・電話番号 〈うみ〉01564-7-7210 〈そら〉01564-7-7235 ・相談できる内容 <p>妊娠期からの支援を行う母子保健型「うみ」と乳幼児期以降の支援を行う基本型「そら」があります。</p> <p>子育ての悩み、発達や成長の心配、育児ストレス、不登校やいじめ、家庭内の問題、虐待に関する相談、ひとり親家庭の支援、経済的な困りごとなど、妊娠期から18歳までのこどもと家族に関するあらゆる相談に対応します。</p> <p>発達に遅れや障がいのあるこども、またはその疑いのあるこどもの成長を手助けするため、個々の発達に応じた適切な支援や助言を行いながら、保護者の子育てに対する不安や悩みを一緒に考え、援助します。</p>
生活困窮	<p>○自立相談支援事業所 とかち生活あんしんセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所 帯広市東4条南18丁目13-1 ・電話番号 0155-66-7112 ・相談できる内容 <p>生活費や家賃の支払いに困っている、仕事が見つからない、借金の悩み、住まいがない、家計管理ができない、ひきこもりの相談など、生活困窮に関する相談に対応します。</p>

(2) 参加支援事業

① 基本的な考え方

本人・世帯の状態に応じて、社会とのつながりを回復するための支援を行います。

従来の福祉制度では、サービスの「利用」を支援することが中心でしたが、参加支援事業では、本人の希望やニーズに合わせて、就労、ボランティア、地域活動、サロン活動など、多様な「参加の場」とのマッチングや、参加の場そのものの創出を行います。「本人のペースで、本人に合った形で」参加できる場を用意すること、「参加し続けるための伴走支援」が重要です。

＜目指す姿＞

- ・ 社会的孤立を早期に発見し、地域とつながることができる
- ・ 社会参加を通じて生活や周りとの関係性が再構築できる
- ・ アウトリーチで終わらせない伴走型支援の体制が構築されている
- ・ 様々な取り組みを地域住民や多機関でつくることができる体制の実現

② 町における具体的な取組

本町では、各種事業を通じて培ってきた「参加の場づくり」の実践が、そのまま参加支援事業の基盤となります。

○社会参加や居場所づくりとして想定される主な事業や拠点

事業名称	主な内容等
生涯学習センター わっか	<ul style="list-style-type: none">・ 場所 上士幌町字上士幌東3線237番地・ 開設時間 9時00分～22時00分 (休館日 12月29日～1月3日)・ 概要 生涯学習・地域活動の拠点施設であり、各種講座や文化活動、住民交流イベントを開催し、学びと交流の場としてだれでも利用できます。小学校の保護者の集まり、老人クラブ、サークル活動を中心に行われているほか、シルバー学級※と学童との交流など、多世代交流の場として、学習・活動を通じた社会参加機会の創出を図っています。孤独・孤立予防や地域づくりを促進し、福祉・教育・地域資源をつなぐネットワークの結節点として機能しています。 ※高齢者が生きがいのある日常生活を送るために主体的に学び続ける場として開講され、健康管理や趣味、社会活動など様々な学習活動を行う。

事業名称	主な内容等
健康増進センター (ふれあいプラザ)	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 上士幌町字上士幌東3線236番地 ・開設時間 月～金 9時00分～22時00分 土日祝 10時00分～22時00分 (休館日 毎月第1月曜日と第3月曜日、12月29日～1月3日) ・概要 妊娠婦からの相談・赤ちゃん健診から、成人保健、予防接種や高齢者の相談窓口や介護予防活動の拠点として、まる元体操教室やeスポーツの活動、社会福祉協議会でのサロン活動、体操教室やふまねっとなど自主サークルの活動の場として、幅広い世代の方が利用できる施設となっています。団体同士の交流や地域食堂、誕生会など、世代を超えた交流の場にもなっています。
地域交流スペース こでまり	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 上士幌町字上士幌東2線242番地 ・開設時間 月1回 第3水曜日に地域食堂「うらめし屋」が開放 1回500円でスペースの貸し出しを行っています ・概要 多機能型の地域交流スペースで、子育て支援から高齢者見守りまで多世代が気軽に集える居場所として、相談対応や各種交流イベントを実施しています。 地域食堂「うらめしや」5月～11月に月1回予約制25名定員で、11：45～13：00の間500円で昼食を提供しています。
地域食堂うれしか	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 上士幌町字上士幌東3線236番地 (ふれあいプラザ内) ・開設時間 毎月第3土曜日 12時00分～ ・概要 調理が得意な参加者が中心となり、農園の野菜も活用しながら、18歳までは無料、大人は200円程度の活動応援で、食事を提供しています。「調理する人」「配膳する人」「受付をする人」など、参加者それぞれが役割を持ち、孤食解消や世代間交流、見守り機能を担う地域コミュニティの拠点となっています。こどもから高齢者までが集う場となっており、だれでも利用可能です。

事業名称	主な内容等
かあちゃんばあち やん野菜市 (株式会社生涯活躍 のまちかみしほろ)	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 上士幌町字上士幌東3線235番地6 ・開設時間 毎週火曜日 10時00分～12時00分 ・概要 地元の女性たちが運営する直売市で、新鮮な地場野菜や手作りの加工品を購入でき、生産者との交流も楽しめます。また、生産者と買い物客のおしゃべりの場、高齢者同士の情報交換の場、世代を超えたコミュニティの拠点、孤独・孤立防止や見守りの場としても機能しており、だれでも利用できます。
地域サロン	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 上士幌町字上士幌東3線238番地 ・開設時間 月～土 8時30分～17時00分 ・概要 こども園への送迎後の保護者が飲食しながら交流したり、高齢者が集まって活動したりと、だれでも利用可能な場所です。来所者が利用しやすいように、冷蔵庫や電子レンジ、キッチンも設置しています。ちょっとした居場所や休憩スペースとして利用することができます。

(3) 地域づくり事業

① 基本的な考え方

これまでの地域活動の成果を活かしながら、町内の多様な資源を幅広く把握し、年齢や属性を超えた交流の場・居場所づくりを進め、住民主体の多様な活動が展開しやすい環境を整備します。各拠点で見えてきた生活課題については、適切な相談支援や社会参加の機会へとつなげていきます。

さらに、各分野で個別に進められてきた地域づくりの取組を連動させ、一体的に推進することで、新たな地域資源の創出と住民の生活課題の解決を支援します。

＜目指す姿＞

- ・住民が「困ったときはお互いさま」と支え合える関係性がある
- ・多様な人が集い、つながることができる居場所が地域にある
- ・地域の困りごとを「我がこと」として捉え、行動する住民が増える
- ・「支援する側・される側」を固定せず、すべての住民が地域の担い手となる

②町における具体的な取組

○地域づくり事業一覧

分野	事業名称等
高齢・介護	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名称 一般介護予防事業 ・実施機関 保健福祉課介護支援担当 ・電話番号 01564-2-5555 ・主な内容 高齢者の地域活動支援に主体的に取り組める人材を育成し、ボランティア活動による互助機能を高めるとともに、介護予防を推進します。介護支援ボランティアポイント事業※の実施により、地域における高齢者支援や支え合いを充実させ、高齢者が社会貢献活動をする中で生きがいを持ち介護予防につなげます。 ※町内在住の満 18 歳以上の者（高校生を除く）が対象で、活動者自身の社会参加活動を通じて介護予防を推進する事業。1ポイントで 100SDGs ポイントが付与される。
高齢・介護	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名称 生活支援体制整備事業 ・実施機関 生涯活躍のまちかみしほろ（町から業務委託） ・電話番号 01564-7-7630 ・主な内容 生活支援コーディネーター※が、住民が主体となって集い活動する場の支援を行いながら、住民との関係づくりや住民同士の仲間づくりを進めています。住民主体の活動の輪の広がりや新たな活動の場づくりの支援を行っています。 ※高齢者の生活支援や介護予防サービスの充実に向け、地域資源の開発や関係者のネットワーク構築を行う調整役。
こども	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名称 地域子育て支援拠点事業 ・実施機関 幼児教育課子育て支援担当 ・電話番号 ・主な内容 子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行い、子育てなどに関する相談、援助を実施しています。子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施しています。

6 重層的支援体制整備事業を支える機能

「包括的相談支援事業（属性を問わない相談支援）」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」の3つの支援を効果的に実施するため、以下の機能を整備します。

（1）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人、SOS を出せない人に対して、積極的に訪問等を行い、信頼関係を構築しながら継続的に支援します。

本町では、地域サロンや子育てサロンなど、住民が自然に集まる場所での「気づき」を大切にし、そこから必要な支援につなげていきます。

（2）多機関協働事業

本事業は、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、分野を超えた多機関が連携し、一体的な支援を提供することを目的とします。福祉、医療、保健、教育、就労、住まいなど、様々な分野の支援機関が参加するネットワークを構築します。定期的な情報共有会議を開催し、各機関が把握している困難ケースの情報を集約・分析することで、早期発見・早期対応につなげます。また、個別ケースごとに最適な支援チームを編成し、役割分担を明確にした上で、切れ目のない伴走型支援を実施します。支援の実施にあたっては、「重層的支援会議」と「支援会議」を開催し、「だれ一人取り残さない」支援体制の実現を目指します。

① 支援会議

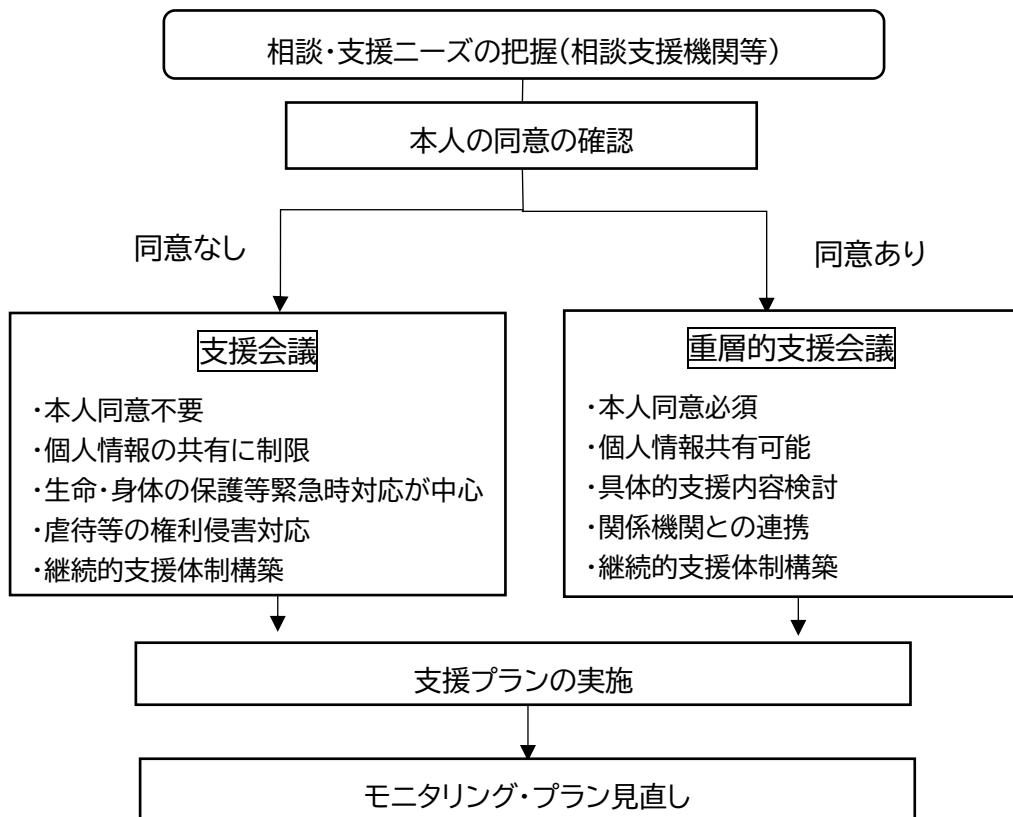
社会福祉法第106条の6の規定により、会議の構成員に守秘義務が課せられる会議です。本人の同意が得られていない場合でも、支援関係機関同士で必要な情報共有や支援方針の検討を行うことを可能とすることにより、支援が届いていない人に、より一層適切な支援を届けられるようにします。

② 重層的支援会議

多機関協働事業において実施し、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するための会議です。単一の制度や「支援会議」では対応が困難な、複合的な課題を抱える世帯等を対象とします。福祉、医療、教育等の多様な関係機関が協働し、分野横断での包括的な支援方針や役割分担を協議します。

	支援会議	重層的支援会議
対象者	複雑化・複合化した課題を抱える人など	重層事業の利用者
目的	<ul style="list-style-type: none"> 気になる事例の情報提供、情報共有。 見守りと支援方針の検討 緊急性がある事案への対応 	<ul style="list-style-type: none"> プランの適切性の協議 プランの終結時等の評価 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
情報共有に係る本人同意	不要	必要
守秘義務に係る法的規定	あり	なし
主な参加機関	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員 その他の支援関係機関の相談支援員 サービス提供事業者 社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域住民など 	<ul style="list-style-type: none"> 多機関協働事業者 市町村職員 包括的相談支援事業者 アウトリーチ等継続支援事業事業者 参加支援事業者 その他、事例の内容に応じて、関係する支援機関

■重層的支援会議（支援会議）の実施フロー



7 計画の推進に向けて

本町の重層的支援体制整備事業は、これまで培ってきた「だれもが生涯活躍するまち」の実践を基盤に、さらに一歩進んだ包括的な支援体制を構築するものです。

住民主体で生まれた活動を大切にしながら、そこから生まれる相談や気づきを適切な支援につなげ、また新たな参加の場を創出していきます。この循環を通じて、「困ったときはお互いさま」と支え合える地域をつくっていきます。

「支援する側」「支援される側」を固定せず、すべての住民が地域の中で役割を持ち、つながり合えることが重要であり、高齢者も、子育て中の方も、障がいのある方も、みんなが地域を支える担い手であり、みんなが支えられる存在でもある。そんな地域共生社会の実現を目指します。

8 重層的支援体制整備事業の推進体制と評価

(1) 推進体制

本事業を効果的に推進するため、福祉部門を中心に、保健・医療・教育・就労・住まい等の関係部署が横断的に連携する庁内体制を構築します。また、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所等の関係機関との定期的な連絡会議を開催し、支援の方向性や役割分担を共有します。さらに、民生委員児童委員、行政区、NPO、社会福祉法人等の地域の多様な主体と協働し、包括的な支援体制づくりを進めます。

(2) 事業の評価

本計画を実行性のあるものとして推進するため、事業全体の進捗管理と評価については、有識者や当事者を含む「重層的支援体制整備事業推進会議」を設置し、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を図ります。

また、計画期間の3年目となる令和10年度に、計画の中間評価を行うとともに、国の動向や関連法、計画の改正など、必要に応じて支援体制の変更や事業内容の検討も含め、見直しを行います。